

「幸せになろう。」ブランドロゴ使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、「幸せになろう。」ブランドロゴ(以下「ブランドロゴ」という。)を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ブランドロゴとは、「松山市ブランドロゴ ロゴマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に定められた画像をいう。

(使用目的)

第3条 ブランドロゴは、松山市(以下「本市」という。)の魅力づくりや全国への情報発信、地域に対する市民の愛着や誇りの向上など、本市のイメージアップにつながる目的に使用することができる。

(趣旨)

第4条 ブランドロゴは、使用者がこれを使用することにより、本市をPRしていく意思を表明するものであり、使用者が実施する事業の推奨や販売する商品の品質保証などを本市が行うものではない。

(権利)

第5条 ブランドロゴに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、本市に帰属するものとする。

(遵守事項)

第6条 ブランドロゴの使用については、本市が提供する画像データを使用し、マニュアル等に定められた使用方法を遵守しなければならない。

2 ブランドロゴを使用するにあたって、意匠法及び商標法の規定に基づく新たな権利の設定をしてはならない。

(使用料)

第7条 ブランドロゴの使用料は無料とする。

(使用申請)

第8条 非営利活動(ブランドロゴを使用した商品を販売しない場合)を目的としてブランドロゴの使用を希望する者は、インターネットを利用して届出フォームに必要事項を入力して送信(以下、電子届出という。)をしなければならない。

2 営利活動(ブランドロゴを使用した商品を販売する場合)を目的としてブランドロゴの使用を希望する者は、インターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信(以下、電子申請という。)をしなければならない。また、これに併せて次の各号に定めるものを提出しなければならない。

(1)企画書等、ブランドロゴの使用内容がわかるもの。

(2)ブランドロゴの使用状況がわかる見本。

(3)企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料。

(4)その他、本市が提出を求める資料。

3 前項の許可にかかる物品の完成品は、速やかに本市に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と本市が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

4 第1項に規定する電子届出について、次の各号のいずれかに該当する場合は不要とする。

(1)本市が使用する場合。

(2)自治体や官公省庁などの公的機関が第3条に基づいて使用する場合。

(3)学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。

(4)新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合。

(5)その他、本市が申請不要と認めた場合。

(資格要件)

第9条 第8条の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ブランドロゴの使用を許可しない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3)特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用許可基準)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ブランドロゴの使用を認めない。

(1)本市の品位を傷つけるおそれがある場合。

(2)特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。

(3)不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。

(4)本市の事業又は本市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。

(5)マニュアルに定める仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合。

(6)本市又は本市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害するおそれがある場合。

(7)法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合。

(8)その他承認することが不相当と認められる場合。

(使用許可)

第11条 本市が第8条第2項に規定するブランドロゴ使用申請を受理したときは、その内容を審査した上で、「「幸せになろう。」ブランドロゴ使用許可・不許可通知書(様式第1号)」で申請者へ通知するものとする。

(使用期間)

第12条 第8条第1項のブランドロゴの使用期間は、最長で2030年3月末日まで、若しくは電子届出に記載のとおりとする。

2 第8条第2項のブランドロゴの使用期間は、原則として2年間以内とし、次項による場合を除き、電子申請の記載のとおりとする。

- 3 本市は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許可・不許可通知書に記載して通知する。
- 4 第1項又は第2項の使用期間満了後において、ブランドロゴを使用しようとするときは、改めて使用申請を行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第11条の規定に基づく許可を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第8条の申請があったものとみなす。

(使用上の遵守事項)

第13条 ブランドロゴの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1)使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2)ブランドロゴの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (3)ブランドロゴを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ブランドロゴが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。
- (4)ブランドスローガン、又はブランドロゴ自体を商品化しないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5)ブランドロゴのイメージ、信用性を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ブランドロゴを使用した成果品の安全性、品質等に十分配慮すること。
- (6)第4条の規定のとおり、本市が当該商品の品質保証などを行うものではないため、当該使用に係る物件に「松山市推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (7)各種法令を遵守すること。

(変更申請)

第14条 使用許可を受けた者が、ブランドロゴの使用方法を変更するときは、改めて第8条に規定する使用申請を行うものとする。

(使用改善)

第15条 本市は使用者が第10条各号のいずれかに該当する使用をしていると認めるときは、使用者に改善を指示することができる。

(使用取消)

第16条 使用者が前条の指示に速やかに従わないときは、本市は使用の許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、使用の許可を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本市はその責めを負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第17条 ブランドロゴの使用に際し、制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者は速やかに本市に報告するとともに、使用者がその責任のもとに必要な処理を行わなければならない。その場合本市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

- 2 前項の処理に関して、本市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

(その他)

第18条 この規定に定めるもののほか、ブランドロゴの使用に関し必要な事項は本市が別に定める。

附則 この規定は令和7年4月1日から施行する。